

保育士資格を有する介護福祉士養成の取り組みと今後の展望

Efforts and Prospects of Training People with Childcare Qualifications to Become Care Workers

若 林 美佐子*

【要 約】

本格的な少子高齢化・人口減少社会へ向かい地域共生社会の実現が急がれる一方で、介護福祉現場の専門的な担い手である介護職は慢性的な人材不足から脱却することができずにいる。全国の介護福祉士養成施設でも定員割れが続き、廃科や廃校が後を絶たない状況である。介護福祉士養成課程には様々な形態があるが、保育士資格を取得した者が1年で介護福祉士国家試験の受験資格が得られる専攻科という、全国でも数少ない特色のある資格取得課程においても、定員を満せずその数は減少している。本論では、今後地域共生社会が推進されるなかで、保育士資格と介護福祉士資格を併せ持つ専門職を養成する意義とその価値について示し、さらなる発展のため今後の課題を整理する。

キーワード：共生ケア、地域共生社会、介護福祉士、介護福祉士養成

1. はじめに

日本に国家資格として介護福祉士が誕生したのは、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」¹⁾が制定されてからである。保健医療福祉職の中では、制定から36年と比較的歴史の新しい職種といえるが、今後需要はさらに増え、社会における重要性は高い。そもそも介護福祉士誕生の背景には、深刻な少子高齢化が影響しているが、誕生当初は、主に高齢者などの身体介護を中心とした仕事という位置づけであった。しかし、認知症高齢者の増加や単身・高齢者世帯の増加、2000年の介護保険制度の始まり、2003年からの地域包括ケアシステム推進など、時代の変化とともに法改正を重ね、現在では日常生活に支障のある方の心身の状況に応じた生活支援を行い、医療行為の喀痰吸引等を担うようになった。さらに利用者個人の介護や家族の相談指導に限らず、尊厳と自立生活の実現を目指し、

*岡山県立大学保健福祉学部現代福祉学科

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる環境を作り上げていく主体性を持つ職種として期待が大きい。しかし介護職不足は、社会問題として取り上げられて久しく未だに改善の兆しが見えない。令和3年時点で介護福祉現場のリーダーともいえる介護福祉士の登録数は、約181万3千人で年々増加している。しかし第8期介護保険事業計画に基づく介護職の必要数²⁾では、2025年までに243万人、2040年に280万人の必要数が見込まれ、2025年で32万人、2040年で69万人の介護職不足が予測されている。

介護福祉士の国家試験受験資格を取得するための介護福祉士養成施設（以後、養成校）では、定員割れが続き、2000年には全体で413過程あった養成校は2023年には296課程に減少し、全体の定員充足率は、51.3%と1/2を満たすのがやっとの状況である³⁾。美作大学短期大学部専攻科（以後、専攻科）のような1年課程の専攻科は2000年に50課程であったのに対し、

2023年では、15課程と全体に占める割合も12%から5%へ減少している。養成校は、介護福祉現場の人材不足の解消や介護の質の向上のため、介護福祉士養成の重責性を痛感しつつも学生が志望しない現状で、廃止せざるを得ない状況である。

厚生労働省は2016年に「地域共生社会の実現」という理念を掲げ、少子高齢化と地方圏の急速な人口減少、介護の人材不足に対応した包括的な福祉サービスの提供体制の整備を推進している。実際には障害児・者サービスと介護サービスを共生型サービスとして一体化することを可能にした。これには、障害者の高齢化に伴い、制度移行をスムーズに行う目的と限りある福祉人材を有効に活用する狙いがある。専攻科を修了したものは保育士資格と介護福祉士資格の2つの資格を有することとなり、子どもから高齢者や障害児・者まで幅広い対象に対するケアの実践者として、まさに地域共生社会の中で華々しい活躍が期待される人材である。しかし、まだ共生型サービス同様、専攻科の修了生の有能性に対して認知度は低い。そこで本論では専攻科のさらなる発展のため、介護福祉士養成の意義と今後の課題を整理していきたい。

II. 介護福祉士養成の状況

1. 介護福祉士養成の現状

介護福祉士の資格取得方法は複雑で介護福祉士資格取得には以下の4つのルートが存在する。①介護福祉士養成施設ルート、②福祉系高校ルート、③実務経験ルート、④EPA（Economic Partnership Agreement）介護福祉士候補者ルートである。①介護福祉士養成施設ルートは其中でも、大きく分けて、4年制大学、短期大学、専門学校（2～3年）、1年課程の専攻科の4種類があるが、いずれも教育課程を修了することで介護福祉士国家資格の受験資格を取得することができる。養成校では、介護福祉士養成カリキュラムとして、「介護」「人間と社会」「こころとからだのしくみ」の3領域と「医療的ケア」を合わせて1850時間以上という内容を2～4年かけて実施している。しかし専攻科では保育士養成課程での受講が

認められることから「人間と社会」の領域中2科目については免除される分、本来ならば修業年限が2年以上かかるのに対し、1年に短縮できるというメリットがある。教育内容としては、2019年から4年制大学を皮切りに直近の改正教育カリキュラムが順次導入された。改正には高齢化の進行とともに労働人口が減少する中で、「量的確保と質的確保の同時達成に向け、総合的に取り組む必要がある」⁴⁾という方針が打ち出され、「介護人材の全体像のあり方」や「介護福祉士が担うべき機能のあり方」について議論が行われた結果として、以下の5つの観点が改正ポイントとして示された⁵⁾。

- ①チームマネジメント能力を養うための教育内容の拡充；領域「人間と社会」の中で、専門職としての役割を発揮していくためのリーダーシップやフォローシップについての学習内容を充実させた。
- ②対象者の生活を地域で支えるための実践力の向上；対象者の生活を地域で支えるために、多様なサービスに対応する力が求められていることから、地域共生社会の考え方と地域包括ケアシステムのしくみを理解するための内容が追加された。また「介護実習」の中に地域における生活支援の実践を追加し、対象者の生活と地域の関わりや地域での生活を支える施設・機関の役割を実践的に学ぶ内容が加わった。
- ③介護過程の実践力の向上；介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、知識と技術の統合と介護実践の科学的探究を追加し、アセスメント能力を高め実践力の向上を図ること、そして「介護実習」の中に介護過程の実践的展開、多職種協働の実践、地域における生活実践が加わった。
- ④認知症ケアの実践力の向上；認知症の理解に関する教育内容の充実を図るため、「認知症の理解」に心理的側面の理解、認知症ケアの理解が加わった。
- ⑤介護と医療の連携を踏まえた実践力の向上；地域の中で本人が望む生活を送るための支援を実践するため、介護と医療の連携を踏まえ、人体の構造・機能の基礎的な知識やライフサイクル各期の特徴などに関する教育内容の充実を図ることとし「介護実習」

に多職種協働の実践が追加され「発達と老化の理解」にライフサイクルの各期の基礎的な理解を追記された。

このように養成校の教育内容も「地域共生社会の実現」に向け大きく舵を切った。このカリキュラム改正に伴い、60時間の就業時間の追加を求められたが、専攻科は修業時間の追加は免れている。

介護福祉士国家試験については、長年議論されているが、国家試験完全義務化は延長を繰り返し、未だに施行されていない。質の向上・担保として国家試験は必要不可欠とする考えがある一方で、国家試験受験が妨げとなり学生が減少しているという実情もあり量的確保については早急にさらに深い議論が必要である。質的向上としては、2015年に介護福祉士資格取得後のキャリアパスとして高い専門性をもった認定介護福祉士養成（研修時間600時間）がスタートした。岡山県においては昨年第一号となる修了生が誕生したばかりである。

2. 保育士養成課程について

保育士養成は、保育士国家資格を取得するための保育士資格取得課程として、厚生労働省に指定された保育士の養成施設（大学・短大・専門学校）を卒業し、無試験で取得するコースと、指定外の大学、短大、専門学校を卒業するか、2年以上の実務経験で受験資格を満たしたうえで「保育士国家試験」を受験し、保育士になるルートがある。教育系列として①保育の本質・目的に関する科目、②保育の対象の理解に関する科目、③保育の内容・方法に関する科目、④保育実習、⑤総合演習に体系化されている。この中で①保育の本質・目的に関する科目に含まれる「社会福祉」や「社会的養護Ⅰ、Ⅱ」が、介護福祉士養成課程の中の免除項目に該当する。近年、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっており、就労の有無や状況に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、こうした状況の中、児童虐待の発生も後を絶たず、大きな社会的問題になっている。このような保育を取り

巻く社会情勢の変化や、「子ども・子育て支援新制度（2015）」⁶⁾の施行、保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、保育士養成課程が見直され、以下の6つのポイントを中心に2019年から適用された⁷⁾。①乳児保育の充実；基礎的事項の理解を深めるため、演習科目に加え、講義科目の新設。②幼児教育の実践力の向上；計画と評価や生活と遊びの援助に関する内容の充実。③「養護」の視点重視；養護に関する教科目の内容の再編・充実。④子どもの育ちや家庭支援の充実；保育の専門性を活かした子ども家庭支援に関する教科目の内容の再編・充実。⑤社会的養護や障害児保育の充実；今日的な課題を踏まえ実践的な支援に関する内容の充実。⑥保育者としての資質・専門性の向上；専門職としてキャリアパスを見据えた専門性向上の重要性を明示。

このうち介護福祉士養成に重複する内容として⑤社会的養護や障害児保育の充実については、「障害のある子どもの地域社会への参加・包容や合理的配慮に関する理解、保育所と児童発達支援センター等との連携の必要性などを踏まえ、内容を整理充実し、障害の診断や認定の有無に関わらず、特別な配慮を要する子どもの理解とその保育に関する内容を盛り込む」とされ、子どもの地域社会への参加や内包の視点が強化されている。また、⑥保育者としての資質・専門性の向上では、他の保育士等や専門職（医師、看護師、栄養士等）との協働で、多職種連携の中での専門性を発揮したリーダーシップに関する教育が追加されている。

なお、保育資格登録者数は年々増加しており、2020年で167万3千人ではあるが、そのうち従事していない者は67万3千人にのぼり、介護福祉現場同様に保育現場の人材不足の一要因となっている。

3. 介護・福祉・保育の資格統合

2015年6月、厚生労働省は「介護・福祉サービス・人材の融合検討チーム」を設置した⁸⁾。これは今後都市部の急速な高齢化による介護ニーズの急激かつ大幅な増大が見込まれることや地方や中山間地域における介護・福祉に関する人材確保やサービス提供の困難さ

が予測されることを背景として、介護・福祉サービスを融合させる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させることを狙いとしたものである。この資格統合案は、フィンランドのラヒホイタヤという資格を参考にしており、保健医療分野と社会サービス分野の日常ケアに関する、様々な資格を一本化した社会・保健医療基礎資格のことである⁹⁾。ラヒホイタヤとは「日常ケア」を指す言葉で、准看護師、歯科助手、保育士など保健医療部門における7つの資格（准看護師、精神障害看護助手、歯科助手、保育士、ペディケア士、リハビリ助手、救急救命士-救急運転手）と、ホームヘルパーなど社会ケア部門における3つの資格（知的障害福祉士、ホームヘルパー、日中保育士）、合計10分野の資格を統合し、一つの社会・保健医療基礎資格にしたものである。この資格統合は、施設ケアから在宅ケアの移行期に「複数の介護者が入れ替わり立ち代わり来るのではなく、質の高い人に一貫して担当してほしい」という高齢者の声が発端になっている。養成期間は3年間、必要単位数は120単位（1単位＝40時間）となっており、その内約29単位（1160時間）は現場実習にあてられる。

日本の場合、新たに統一資格を設けるのではなく、介護福祉士、保育士の双方の資格を取得しやすくする方向で考えられており、具体的には保育士が介護福祉士試験を受ける際、あるいは介護福祉士が保育士試験を受ける際に一部の科目を免除するなどの案や、福祉分野の基礎研修の見直しなどが検討されていると当時は公表された¹⁰⁾。しかし、乳児・幼児を対象とした保育と高齢者を対象とした介護ケアということで求められる技術が大きく異なり、養成課程にも影響が大きいことから資格の統合には反対の声が上がり、しばらく進展を見なかった。

4. 共通基礎教育課程の検討

厚生労働省において、「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年）や、『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』（2017年 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現

本部決定）に基づいて、その具体化に向けた改革を進めている¹⁰⁾。推進における骨子の1つに「専門人材の機能強化・最大活用」があげられ、現状では対象者ごとに縦割りとなっている医療・福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにすることを目指している。現在は大学に進学し、医療・福祉に関する資格を取得しようとする方に対しては、医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設し、いわゆる共通基礎教育課程を編成し資格ごとの専門課程との2階建ての養成課程を可能とすることが検討されている。複数資格に横断的な1年程度の共通となる基礎課程（600時間程度）を設けることにより、多職種連携や地域・社会活動など地域共生社会を担う人材の育成を図るとともに、医療・福祉人材に新たなキャリア像を提供することができるかと期待されている。また、既に資格を取得している場合、他の資格を取得する際に履修期間の短縮や、単位認定の拡大が行われる。共通基礎教育課程は、2021年には実施予定であったが、2023年時点ではまだ実現していない。医療と福祉の資格の統合という形で行われるところがポイントだが、それには教育の質の担保といった課題があり、検討が続けられている。

III. 共生ケアと専攻科

1. 何人も排除せず包み込みいつでも安心して利用できる居場所としての共生ケア

日本における共生ケアは、1991年に開設された福岡市の「宅老所よりあい」からはじまったとされている。行き場を失った認知症独居高齢者の居場所づくりが発端である。1993年には、惣万佳代子氏、西村和美氏ら3人の看護師が県内初の民間デイサービス事業所「このゆびとーまれ」を創業した。「このゆびとーまれ」は、惣万氏らが病院勤務時代に、退院許可が出た高齢者が、「家に帰りたい」と泣いている場面をたくさん見てきたことから、家庭的な雰囲気のもとで、ケアを必要とする人たちの在宅生活を支えるサービスを提供したいと考え、開設した事業所である。介護保険制度実施前でもあり老人福祉法の措置制度でデイサービス

が実施されていた時代に、民家を改修した小規模な建物で、対象者を年齢や障害の有無で限定せず、地域の身近な場所で実施される中、デイサービスを提供したこの形態は、既存の縦割り福祉にはない柔軟なサービスの形として、後に「富山型デイサービス」と呼ばれ、全国的に知られるところとなる。のちには介護保険サービスの地域密着型居宅介護の小規模多機能型居宅介護のモデルとなった。家庭的な雰囲気の中、利用者が自然体で過ごせることや、個々の状態に合わせたきめ細かい介護が受けられること、利用者を限定しないことで参加者が互いに思いやり支えあう当たり前の生活が作りだされている。

2. 介護保険の中の共生型サービス

共生型サービスとは、2018年に新設されたサービスで、障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスを利用が継続できることや、地域の実情に合わせて限られた福祉人材を有効活用するという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児・者がともに利用できるサービスを介護保険、障害福祉それぞれに位置付けたものである。制度と制度の壁は取り払われ、サービスの統合された形である¹¹⁾。

厚生労働省は、超高齢社会を迎えることを念頭に、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステムの構築」を提案し、その実現のための方策を示してきた¹²⁾。認知症高齢者の増大も見込まれ、住まい・医療・介護・予防・生活支援がおおむね中学校区ごとに一体的に提供されるシステムの構築を目指している。これには、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた環境を作り上げていくことが必要である。共生型サービスの導入も社会資源の少ない地域や福祉人材の手薄な地域では、積極的に開設されることが見込まれる。実際の運用にあたっては、限られた福祉人材をうまく活用したり、サービスの質の確保、またケアマネジャーと相談支援専門員との連携が課題で

ある。

3. 専攻科教育の中の共生ケア

本専攻科では、保育士資格をもって介護福祉士を目指す学生に対し、保育と介護を学ぶ意義について、その独自性や有能性を発揮できる場として共生ケアに着目してきた。そして千葉県習志野市で「宅幼老所 いしいさん家」を営む、代表の石井英寿との交流を2015年からは始めている。この年と翌年には学生の有志が大学内で共生ケアについてグループ学習を重ね、夏季休暇期間に千葉の「宅幼老所 いしいさん家」で5日間にわたる交流を行った。老若男女、障害の別、国籍問わず、多種多様な人が地域の暮らしの場に集い、支え合っている実際の姿を目の当たりにした。専攻科は1年という教育課程であり、このカリキュラムの中で授業として共生ケアの時間を確保することは難しかったが、2021年度より本専攻科では石井氏による共生ケアの理念、概要、歴史、実践に関する内容を盛り込んだ授業をカリキュラムの中に正式に位置付けることができた。あえて「コミュニケーション技術」の中に位置づけをしているが、これは共生ケアを実践的に捉えたときに、その場で行われる多種多様な人とのコミュニケーションや、居場所のある地域とのコミュニケーション、さらに共生ケアに携わる行政をはじめあらゆる専門職から家族まで幅広い対象とのコミュニケーションを理解するという狙いを持っている。限られた時間の中で、人と人との交流が生み出す豊かな暮らしと、終わりのある生命の営みについて、共生ケアという区切りのないケアの実践を通して、培われたイデオロギーが伝えられ、学生たちに考える機会を与えられている。さらに石井氏には授業の他にも岡山県の補助金事業である福祉・介護人材参入促進事業の介護啓発活動でも講師として広く一般市民や福祉施設の介護職、美作大学短期大学部幼児教育学科1年生を対象に共生ケアの魅力を伝えていただき、専攻科進学のきっかけになったケースも数ある。

4. いしいさん家の共生ケアの社会的功績

奇しくも今年、石井氏が建築家山崎健太郎氏と手がけたデイサービスセンター「52間の縁側」(写真1)が、2023年度の「グッドデザイン大賞(内閣総理大臣賞)」を受賞した¹³⁾。グッドデザイン賞とは、日本で唯一の総合的なデザイン評価・推奨のしくみで、1957年に創設され、受賞総数は50,000件、国内認知率は83.6%である。何をもち「グッド」とするかは、単にもの美しさではなく、人、社会そして未来を豊にするものと審査の視点では述べている。「52間の縁側」は、共生型デイサービスを目指し、介助が必要な高齢者と一緒に、さまざまな事情で家庭や学校に居場所のない子どもたちなど地域の住人も、食事やお風呂など共に過ごし、その代わり共に暮らす住人は、施設のお手伝いをするというシステムである。「お互い様」で迷惑をかけてもいい、かけられてもいい、いろんな人がいていい社会の実現であり、隔たりのない「ごちゃ混ぜケア」の場としている。石井氏は、この授賞式の中で「物事をつくること、経済を回すことだけが“生産性”ではなく、幼い頃からお年寄りと共に生きることにより、自分とは異なる他者との生き方を学ぶことは、思いやりのある生き方を生産している。」と語り、共生社会の在り方を世に示した。



写真1 グッドデザイン大賞受賞の52間の縁側

IV. 専攻科の養成課程の存在意義

日本の少子高齢社会は確実に進み、労働者不足がマスコミでも大きく取り上げられるようになったが、そこには必ず中山間地域の介護人材不足が話題の一つとしてあげられる。介護職員の不足は、利用者に十分なサービス提供ができないことに直結する。その対応策がサービスの統合であり、福祉人材の有効活用である。

統合されたサービスの中で即戦力として活躍する人材は、専門教育の中で人を出生時から終末期までの経過を学んだ経験のあるものである。医師、看護師、理学・作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等、人の一生を通して学んでいる専門職が多々ある中で比較すると保育と介護の専門教育は対象に偏りがあるのは否めない。それを補うことを可能にするのが1年課程の専

攻科の存在価値である。一人が複数の資格を有し、複数の役割を担うのが当たり前の方がすぐそこまで来ている。地域共生社会の実現が急がれる今日において、高等教育機関において障害児・者を含む子どもから高齢者まで、人間の尊厳を基礎としたケアに関する専門的な知識と技術を最短期間で修得可能であることが専攻科の最大の存在意義である。

しかも本専攻科では共生ケアの実践者の代表でもあり、地域共生社会を体現する石井氏を教員として配してこられたことが、何より意義深い。その価値は老人福祉法の措置制度下の介護サービスが主流の時代に、自らが理想とする共生ケアを実践するため、あえて自費サービスとして地道に支援を継続してきた歴史に由来するものである。今でこそ共生ケアは注目を集め、一般に知られるところとなりつつあるが、それまでは地域から理解を得ることすら非常に難しく、存続することが決して簡単なことではなかった。子どもは保育園へ預けるのが当たり前、高齢者は介護保険サービスを受けるのが当たり前の時代に、自費でサービスを受ける人は少ない。地域に理解を求めるために、町内の清掃活動を行ったり、子どもの登下校の見守り活動を自主的に行ったり、ハローワークや行政の窓口へも懸命に足を運び働きかけてきた日々の積み重ねが石井氏にはある。それ故に共生ケアに対する熱い思いとともに強烈なメッセージが学生たちにダイレクトに伝わり、学生たちはケアの対象が「若い」か「若くないか」とか、「健常者」か「障害者」か、というような二分

化するようなものの捉え方ではなく、すべてが融合し存在するという世界観を知る。子どもの成長の先に成人期があってその先に高齢期があり、そして人間はみな死を迎える。それが日常に存在するということが、自然な人間の営みであるということを感じ、老若男女、障害の有無、国籍を問わずそれぞれにそれぞれの役割や価値があることを知る。これは学生自身が、自分が社会の中において何者であるかということ深く考える青年期において、まず保育を学び、続いて介護を学ぶという専攻科ならではの教育課程の恩恵ともいえる。こうした時期に専攻科において保育と介護の統合ともいえる学びの経験によって培われた価値観こそが、築かれた地域共生社会が豊かなものであるためには欠かせないものである。それを生きた現場から伝えられる本専攻科の教育は何ものにも代えがたいものである。たとえ共生ケアの道へ進まず、保育、介護のそれぞれの現場へ進んだとしても、保育と介護の共通点や保育を学んで介護を学ぶ意義、またその逆に介護を学んで保育の仕事に携わる意義について深く考える機会を得ることは一生を通して人間を捉えるということであり、介護観や保育観をつくり上げるだけでなく、人間観を捉えることにもつながる。

以上のようなことから、子どもの発達から人間の死を見据え、共生ケアに触れることで培われた死生観や人間観を持った福祉職の人材育成が可能であることも専攻科の存在意義である。

V. 専攻科の今後の展望と課題

共生型サービスの実現により、今後ますます福祉サービスの統合や共生ケアの普及が予測される。それは都道府県・指定都市に対して行われた共生型サービスに関する実態調査の結果にも表れている¹⁴⁾。都道府県・指定都市の令和3（2021）年度の関連行政計画に約4割が共生型サービスを位置付け、さらに約5割が今後も普及を考えていると回答している。そうなることと保育と介護の実践者となり得る専攻科修了生の需要はますます高まると予測される。本専攻科では2018年以降、新卒採用で共生ケアへ就職したものはこれまで2

名だが、卒業生の中で共生型サービスへ異動になった報告を受ける。これまで専攻科の修了生の特色を生かす場は少なかったが、今後共生型サービスの普及・拡大により活躍の場が増えることも予想される。その中で保育と介護の資格統合計画は、2015年に一度浮上し立ち消えになったことは残念ではあるが、こうして実際に専攻科がそれに準じた教育を行っていることを、広く世代を超えて地域に周知させていくことは、これから共生ケアの担い手を育てるうえでも重要といえる。そうこうしているうちに、共通基礎教育の骨子が固まり医療福祉保健領域の教育分野は次のフェーズへと移行することになるだろう。医療分野と福祉分野の垣根を超え、独自の専門性を凌駕し人材を育てていく時代へと向かうのである。共通基礎教育が実施される際には、専攻科がこれまでに専門領域を超えた教育に真摯に取り組み、蓄積してきた実績が少しでも役立つ喜びである。

しかし介護はこの転換期に至って、はたして人材不足を補うことができるのであろうか。EPAや介護ロボット事業の推進による対策に加えてもなお、一度低下してしまった介護職の社会的承認度は回復が困難を極めている。処遇改善手当が確実に浸透し、他の職種と変わらぬ、もしくはそれを上回る給与が得られ、福利厚生充実を図っている事業所であっても人材確保が困難な時代である。介護福祉士養成課程のカリキュラム改正の方針として打ち出された「質の確保」と「量の拡充」について、明らかに後者に対する対策がまだ実を結んでいるとは言えないのである。複数の資格取得が今より容易になる中で、介護はそのうちの1つの資格になり得るためには今後どうしていくべきなのか。筆者は地域共生社会を推進し共生ケアに傾倒している立場から、たとえ専門性の高い介護福祉の分野であっても、その担い手は若者に限らず、それこそ老若男女問わず障害の有無もなく広くあらゆる人が活躍できるような、“多様な介護福祉教育の入り口”があるべきだと考えている。生活や教育の中で実践される“共に生きる営み”こそが、石井氏のいう「思いやり」を育み、福祉の生産性向上へつながると考えるからだ。

これを実現させようと考えたときに必要なのは自治体と教育機関の連携である。なぜなら、地域共生社会を構築する主体は、地方自治体であり地域に暮らす住民に他ならないからだ。地域の実情を直視し、少子超高齢人口減少社会に、迅速に対応し得る福祉人材育成の仕組みづくりが急がれる。そのためにも小さな規模で地方自治体と教育機関が連携を図ることは重要と考える。地域共生社会の構築に向け、5年10年先の地域社会を見越し、専攻科の輩出する人材の価値を周知し、介護人材を確保することが専攻科の今後の使命といえる。

引用 参考文献

- 1) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年5月26日)
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82021000&dataType=0&pageNo=1 2023.10.28閲覧
- 2) 厚生労働省：介護人材確保に向けた取組
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html 2023.12.5閲覧
- 3) 介護福祉士養成校協会 介護福祉士養成施設入学者数と外国人留学生(H1～5年)
https://kaiyokyo.net/news/r5_nyuugakusha_ryuugakusei.pdf 2023.10.10閲覧
- 4) 厚生労働省：2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～(報告書)(2015年2月25日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会)
- 5) 介護福祉士養成課程 新カリキュラム 教育方法の手引き 公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 2019年3月
- 6) 子ども・子育て支援新制度の施行(2015年4月)
<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/> R5.9.8閲覧
- 7) 保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～(検討の整理)2017年12月4日 保育士養成課程等検討会
- 8) 厚生労働省：報道・広報 塩崎大臣閣議後記者会見概要
<http://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000082683.html> R5.11.15閲覧
- 9) かいごガーデン 日本版ラヒホイタヤ
<https://www.tsukui-staff.net/kaigo-garden/life/lahihoitaja/> R5.12.4閲覧
- 10) 厚生労働省：地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)(平成29年2月7日)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部
- 11) 厚生労働省：共生型サービス
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html R5.12.4閲覧
- 12) 厚生労働省：地域包括ケアシステム
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/ R5.12.4閲覧
- 13) 2023年度グッドデザイン大賞
https://journal.g-mark.org/posts/report_010?fbclid R5.12.1閲覧
- 14) 厚生労働省：共生型サービスに関する実態調査調査結果
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000960996.pdf>